

## 【談話】 2023 年度静岡県最低賃金改定の官報公示をうけて

8 月 7 日静岡県最低賃金審議会は中央の目安通りの 40 円増額・984 円の答申を行い9月1日静岡労働局賃金室は官報公示を行い、10 月1日から最低賃金額は、984 円に改定される運びとなりました。

静岡では、40 円の過去最高の引き上げとなりましたが、全労連の最低生計費試算調査では「生計費には都市と地方で差がないこと」「月額 25 万円・時間額 1,500 円（月 150 時間）以上必要」なことは明らかです。急激な物価高騰の中で「1,600 円、1,700 円なければ生活できない」とする声すら寄せられており、「過去最高の引き上げ」とは言うものの、物価高騰をカバーできる金額ではありません。

静岡県の両隣の神奈川県(1,112 円)愛知県(1,027 円)との額差は昨年より1円拡大し月額で 19,200 円(月 150 時間)の差額となり、ますます労働力の流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となります。地域間格差是正のために今年は 24 県(51.06%)の地方最低賃金審議会が目安を上回る答申を行いました。その額は最大で8円となっています。しかし静岡地方最低賃金審議会は直近5年間で1度も目安を超える答申を行っておらず(直近5年間で目安通りの回答は、東京・大阪・京都・広島・静岡の5県)これでは永久に地域間格差は是正されません。

中央の目安協が「公労使 3 者が審議を行う場については公開する」としたことを受け地方最低賃金審議会においても「原則公開」が全国で広がりました。しかし静岡県においては例年通り本審の一部のみが公開されている状況でこの点においても他県とは、かけ離れた状況で早急に改善されるべき点です。

静岡地方最低賃金審議会は、今年初めて国に中小企業支援を求める付帯決議を行いました。下請単価の改善、社会保険料の減免、課税最低限など、政府主導の実効性のある支援を具体的に求めていく事も必要です。

静岡県評は、政府に対し、全国一律制の最低賃金制度へ転換することを求めます。また、速やかに地域間格差の解消と 1,500 円以上にする目標を設定することを求め、今後も奮闘する決意です。

2023 年9 月 1 日  
静岡県労働組合評議会  
事務局長 上野 力